総合特別区域の進捗に係る事後評価［観光分野］

平成28年度

国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年2月］

正

準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（4.0＋4.0）／2＝4.0　**4.0**

ⅰ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	国際医療交流の推進	106%	4
2	訪日外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上による訪日促進	90%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×0＋4×2＋3×0＋2×0＋1×0）／2＝4.0　**4.0**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.0**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（3.3＋3.0＋3.3）／3＝3.2　**3.2**

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価
（事項）
・地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業（観光BOO1）
（概要）
・平成24年度に特区通訳案内士の養成を開始。平成25年7月に研修の受託事業者の公募を行い、平成25年11月から実施した。平成26～28年度については、8月～12月の間で特区ガイド育成研修を実施した。平成26年度から市内周遊オプショナルツアーにおいて特区ガイドとしての活動を開始するとともに、平成26年12月から特区ガイドで構成する団体（泉佐野特区通訳ガイド協会）のホームページを開設し、特区ガイドの活用に向けたPRを行っている。
さらに、平成29年3月からは特区ガイドの認知度を上げるため、「泉佐野まち処」において、特区ガイド自らが観光案内や特産品販売業務を担当している。
（規制所管府省（国土交通省観光庁）の評価（特記事項））
・特例措置の効果が認められる
地方部における通訳ガイドが不足している状況において、特区通訳案内制度の導入により、多くの地域で質の高い地域通訳ガイドが認定されており、特例措置の効果が認められる。本特例措置は、改正通訳案内士法（公布日（平成29年6月2日）から9ヶ月以内で政令で定める日に施行）により、地域通訳案内士制度として全国展開が図られることになるが、今後も、引き続き、地域における通訳ガイドの質と量の確保を図り、訪日外国人旅行者の多様なニーズに的確に対応していく必要がある。

専門家による評価の平均値　**3.3**

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**3.0**

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　3.3

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　3.5

・施設の移転などによるやむを得ない状況によって、未達成のところはあるが、全体としては、順調に目標を達成し良い方向に向かっており、訪日外国人にとっての安心感と地域ブランドの向上に貢献している。

・事業そのものが訪日観光客誘致、あるいはそのフックとして寄与しているとは考えにくく、特区ガイドの育成や泉佐野着地型観光との連関性が見出しにくいことから、泉佐野市における外国人の観光については、内容を改めて検討する必要があるように思える。

・特区ガイドの活動においては、案内所（まち処）も3箇所あり、かつ関空のターミナル内にも所在しており機能強化が図られていると見受けられる。今後は、宿泊利用目的・泉佐野および周辺地域での観光利用・滞在活動等に関する把握・分析を綿密に行い、外国人宿泊を「特区ガイド利用」とも結びつけた観光利用・滞在促進へと取り組んでいく必要がある。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.5

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.0＋3.2＋3.6×2）／4＝3.6

3.6

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。